

霞ヶ浦・北浦の放射能対策に関する要望

茨城県知事 橋本 昌 様

2013年5月14日

いのちの水・霞ヶ浦を守る市民ネットワーク
共同代表 助川弘之（霞ヶ浦の再生を考える会代表）
飯島 博（NPO 法人アサザ基金代表理事）

わたしたちは、2012年1月31日付けで茨城県知事宛に「霞ヶ浦の放射能対策を求める要望書」（アサザ基金）を提出しましたが、その後県が霞ヶ浦の放射能汚染対策を積極的に行ってこなかったことに大きな不安を感じています。

この間に、国や県が実施してきたモニタリングでは、流入河川1河川について1ポイントのみの底泥のサンプリングにとどまっています。これでは流域から湖に移動集積する放射性物質の動態を把握しているとはいえません。

わたしたち市民団体は独自に霞ヶ浦に流入する全河川でのモニタリングを行い、さらに汚染が懸念される4河川については1河川あたり15～20ポイントでのサンプリングを実施し、重点的に調査を行っています。

また、流入6河川から湖内に移動する放射性物質の実態を把握するために、流水中の懸濁物質に含まれる放射性セシウムの測定も実施しています。その他、湖内でのモニタリングも独自に実施する準備を進めているところです。

このように、流域から霞ヶ浦に放射性物質が集積する実態を明らかにすることが急務となっており、単に各河川1ポイントのサンプリングや従来からの湖内のモニタリングポイントを踏襲するだけでは、深刻な事態に対応できないことは明らかです。

湖内への放射性物質の集積実態を把握するためには、各流入河川から湖に流入する河川水に含まれる放射性物質の量を測定することが必要です。このようなモニタリングを実施するためには、民間と行政との協働が不可欠です。

わたしたちは、これまで県や国、研究機関、大学等に、霞ヶ浦への放射性物質の移動の実態を明らかにする調査への協力や協働の呼びかけを行ってきましたが、残念ながら県をはじめ前向きな回答をいただけていません。今回の要望を機に、再度県に対して協働を呼びかけると同時に、わたしたち市民団体等と

の定期的な情報交換や意見交換の場を設けていただくことを要望します。

県や国には、早急に放射能汚染の実態を把握し、防止対策の実施が求められています。流入河川に蓄積した放射性物質の湖への移動を阻止する取り組みが必要です。同時に、森林や農地からの河川への流出を抑えるための対策や、各流入河川の支流にあたる小河川や水路の汚染状況などを把握するための、きめ細かなモニタリングと汚染対策を長期的に行っていく必要があります。

霞ヶ浦への放射性物質の蓄積を防止するためには、湖の閉鎖性を高め水を滞留させている常陸川水門（逆水門）管理の見直しが不可欠です。茨城県は、1月31日付けのアサザ基金提出の要望書への回答において、「放射性物質の湖への蓄積を促進する逆水門の閉鎖や水位上昇の中止について、アサザ基金の要望内容を霞ヶ浦河川事務所に伝えた」としていましたが、霞ヶ浦河川事務所はその後逆水門の閉鎖と水位上昇を全く見直しせずに継続しています。

逆水門の完全閉鎖は茨城県知事の指示に従って実施された経緯があり、湖の水位上昇管理については霞ヶ浦河川事務所が「最大の水利権者である茨城県の要望がある」と述べていること等から、茨城県の姿勢が今後の霞ヶ浦における放射能汚染問題を左右することになります。県は、少しでも放射性物質の蓄積を抑え霞ヶ浦を放射能汚染から守りたいという、市民や漁業者の切実な願いを真摯に受け止め、霞ヶ浦河川事務所に対して「逆水門柔軟運用」と「水位上昇管理の中止」を求めるべきです。

以上の理由から、わたしたちは以下の要望をします。

1. 流入河川でとくに汚染度の高い河川については、湖への放射性物質の流入阻止に向けた具体的対策を実施すること。
2. 56本の全流入河川での放射性物質についての詳細調査と河川から湖への放射性物質の移動実態を把握するために、わたしたちの市民モニタリングと連携する県の調査体制を早急に検討していただきたい。
3. 霞ヶ浦流域内で森林や農地を多く有する河川については、その支流や水路などでのモニタリングを行い、泥さらいなどの除染作業をきめ細かく継続的に実施していただきたい。
4. 湖への流入阻止策を実施した河川については、今後の除染対策について

- 研究機関等に具体的な対策方法や技術開発の依頼をすること。
5. 茨城県から霞ヶ浦河川事務所に下記の申し入れをお願いしたい。① 逆水門の放流回数を増やして湖水の滞留時間を減らし、流動性を増す管理を実施すること。② 湖内の植生帯等への放射性物質の蓄積を防止するため水位上昇管理を中止し、石積み消波堤（離岸堤）の撤去等を進めること。
 6. 行政や研究機関などの縦割りを越えた「新しい公共」による流域ぐるみの放射能汚染対策を実現するために、市民団体を含めた霞ヶ浦放射能対策協議会を設置していただきたい。
 7. わたしたち市民団体との情報や意見の交換を定期的に行うこと。

以上、7項目について、6月14日までに文書にてご回答ください。

連絡先 〒300-1222

牛久市南3-4-21

でんわ 029-871-7166

NPO 法人アサザ基金内

いのちの水・霞ヶ浦を守る市民ネットワーク事務局